

障発0529第1号
令和2年5月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施について

新型コロナウイルス感染症による影響が国内に広がる中、障害福祉サービス等事業所においても、利用者や職員が新型コロナウイルス感染症患者となった事例も確認されており、また、通所障害福祉サービス等事業所については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業を要請されることも想定される。

こうした状況にあっても、障害福祉サービス等事業所は、通常とは異なる特別な形でのサービス提供や関係者の緊密な連携により支援を継続する等、利用者の日常生活を支えており、このような取組を行う障害福祉サービス等事業所を支援するため、今般、別紙のとおり「障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。

そのため、

- ・ 通所系サービス事業所（※1）及び短期入所サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業を要請される状況が生じた際には、代替となるサービスを提供すること
- ・ 障害者支援施設等（※2）においては、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等に対して、保健所の指示に従ってサービスを提供すること
- ・ 訪問系サービス事業所（※3）においては、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等に対してサービス提供を継続すること
- ・ また、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所（以下通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所を総称して「障害福祉サービス等事業所」という。）については、感染防止対策を徹底した上で、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスを提供すること、又は代替サービスを確保するための調整を行うこと、相談支援事業所（※4）は、代替サービスの提案に必要な協力を行うこと

等がそれぞれ求められる。

本事業は、これらを踏まえ、障害福祉サービス等事業所・障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

- ※1 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
- ※2 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- ※3 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- ※4 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

2 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

3 事業内容

助成対象事業所、助成額及び対象経費の詳細は、別添に規定する。

(1) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援

令和2年1月15日以降に、

- ① 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等
- ④ ①から③以外の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所

が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

（障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費の例）

- 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等のサービス継続に必要な費用
 - ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - エ 連携先事業所への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬では評価されない費用
 - オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）
- 通所系サービス事業所が人数制限してサービスを提供する際の費用
 - カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車のリース等の費用（リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能）
 - キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用（通信費用は除く。）
- 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用
 - ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等

ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用

○ 訪問サービス実施に係る費用

コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当

サ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金

シ 訪問サービス実施を行うため緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用(リース費用については、レンタカーだけではなく、連携事業所や職員の自家用車等をリース契約するなど柔軟な対応が可能)

ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用

セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

(2) 障害福祉サービス等事業所との連携支援

令和2年1月15日以降に、

- ・ (1)の①又は②の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所
- ・ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所

の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要な経費について支援を行う。

(障害福祉サービス等事業所との連携のために必要な経費の例)

○利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用

ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の報酬上では評価されない費用

○職員の応援派遣に係る費用

ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)

(3) 都道府県等の事務費支援

都道府県等が、3の(1)及び(2)事業の実施及び指導監督等に必要な経費について支援を行う。

4 その他留意事項

(1) 助成の申請手続

① 経費の助成を受けようとする障害福祉サービス等事業所は、事業所又は施設等(以下「事業所等」という。)の所在地の都道府県知事(事業所等が指定都市及び中核市に所在する場合には指定都市又は中核市の長。以下「都道府県知事等」という。)に対してその旨の申請を行う。

- ② 複数の事業所等を有する障害福祉サービス等事業者は、同一の都道府県等に所在する事業所等について、一括して申請することができる。
- ③ 感染症の拡大を防ぐ観点から、申請方法は、申請書類の郵送又は電子メール等を基本とする。やむを得ず都道府県等の窓口で申請受付を行う場合は、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染症拡大防止策の徹底を図ることとする。

(2) 都道府県等の事務

都道府県知事等は、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、助成の対象となる事業所等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。